

5 分掌事務

(1) 総務課

- ア 本部、課の庶務に関すること。
- イ 消防事務事業の企画及び総合調整に関すること。
- ウ 職員の任免、分限、懲戒、服務、賞罰、その他身分に関すること。
- エ 職員の人事に関すること。
- オ 職員の教養、研修に関すること。
- カ 文書及び消防統計に関すること。
- キ 広報及び公聴に関すること。
- ク 予算、決算、経理及び財政一般に関すること。
- ケ 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- コ 契約に関すること。
- サ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- シ 職員の旅費に関すること。
- ス 職員の公務災害補償、共済組合及び賞じゅつに関すること。
- セ 職員の退職年金、退職一時金及び退職手当に関すること。
- ソ 職員等の表彰に関すること。
- タ 条例、規則、規程及び告示等の公告式に関すること。
- チ 例規集の編集に関すること。
- ツ 儀式及び渉外に関すること。
- テ 公印の管理に関すること。
- ト 職員の被服に関すること。
- ナ 職員の賠償に関すること。
- ニ 職員の保健衛生、健康管理及び福利厚生に関すること。
- ヌ 庁舎の維持管理に関すること。
- ネ 備品、消耗品に関すること。
- ノ 消防組合議会に関すること。
- ハ 消防組合監査に関すること。
- ヒ 公平委員会に関すること。
- フ 防災センター運営管理に関すること。
- ヘ 他の課の主管に属しないこと。

(2) 予防課

- ア 課の庶務に関すること。
- イ 建築物の許可、認可及び確認の同意に関すること。
- ウ 危険物、準危険物及び特殊可燃物の保安取締まりに関すること。
- エ 防火管理に関すること。
- オ 予防査察に関すること。
- カ 防火対象物の予防措置に関すること。
- キ 消防用設備等に関すること。
- ク 消防思想の普及宣伝に関すること。
- ケ その他火災予防に関すること。

(3) 警防課

- ア 課の庶務に関すること。
- イ 火災その他災害の警防計画の樹立及び実施に関すること。
- ウ 職員の教養、訓練に関すること。
- エ 火災警報に関すること。
- オ 消防団に関すること。
- カ 消防用装備及び機械器具の運営管理に関すること。
- キ 消防相互応援に関すること。
- ク 消防地水利の調査及び運用に関すること。
- ケ 救急業務及び救助業務に関すること。
- コ 火災の原因調査及び損害調査に関すること。
- サ 火災統計及び救急救助統計に関すること。
- シ 消防用施設に関すること。
- ス 消防通信の企画に関すること。
- セ 通信施設の整備及び計画に関すること。
- ソ 通信業務の情報収集及び統計に関すること。
- タ 通信施設の保守管理及び維持管理に関すること。
- チ 福岡県防災行政無線の運用及び管理に関すること。
- ツ 無線局の運用及び管理に関すること。
- テ その他警防に関すること。

(4) 消防署

- ア 署の庶務に関すること。
- イ 職員の服務、賞罰及び規律に関すること。
- ウ 職員の配置及び勤務に関すること。
- エ 水火災その他の災害の警防計画に関すること。
- オ 水火災その他の災害の警戒防ぎよに関すること。
- カ 消防地理水利に関すること。
- キ 建築物の許可、認可及び確認の同意に関すること。
- ク 火災予防査察に関すること。
- ケ 危険物等の指導取締りに関すること。
- コ 職員の教養、訓練に関すること。
- サ 救急及び救助業務の実施に関すること。
- シ 気象情報に関すること。
- ス 火災原因及び損害等の調査に関すること。
- セ 諸災害の被害調査に関すること。
- ソ 火災報告、救急救助報告及び統計に関すること。
- タ 火災予防条例に規定する各種届出に関すること。
- チ り災証明に関すること。
- ツ 消防団の指導に関すること。
- テ 庁舎、消防用車両及び機械器具等の維持管理に関すること。
- ト 消防思想の普及宣伝に関すること。
- ナ 消防通信に関すること。
- ニ その他消防署の分掌を適当とする事項